

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の <u>30%</u>
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金の <u>30%</u> 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>100,000円</u> 活動1日あたり <u>20,000円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金の <u>30%</u> 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金の <u>30%</u> 手数料負担者は、求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号事業所の名称及び所在地 亮株式会社 愛知県名古屋市中村区佐古前町14番19号 MS佐古前101号室

■返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3か月未満の本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻する制度です。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①入社後7日以内での退職の場合 | 手数料の100%を返還するものとする |
| ②入社後30日以内で退職の場合 | 手数料の50%を返還するものとする |
| ③入社後60日以内で退職の場合 | 手数料の30%を返還するものとする |
| ④入社後90日以内で退職の場合 | 手数料の10%を返還するものとする |

※ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合があります。